別紙様式第十六号の二十五第2の2(1)の表及び(2)の表記載上の注意7中「未払法人税等」及び「リース債務」」を「「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」」に改める。

別紙様式第十六号の二十七1(1)の表及び(2)の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式1(2)の表記載上の注意2中「前期末」を「当期首」に改める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式及び第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十九条第二項、第百四十三条第二項及び第二百十一条の三十六第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二百七十二条の十六第一項の規定による作成及び提出について適用し、同日前に開始した事業年度に係る同法第百十条第一項及び第二百七十二条の十六第一項の規定による作成及び提出については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○内閣府厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表中

「保管有価証券等	を
金融派生商品	」

を

「保管有価証券等	を
金融派生商品	
リース投資資産	」

に改める。

別紙様式第六号の表中

「保管有価証券等	を
金融派生商品	」

を

「保管有価証券等	を
金融派生商品	
リース投資資産	」

に改める。

別紙様式第九号第2の表中

「保管有価証券等	を
金融派生商品	」

を

「保管有価証券等	を
金融派生商品	
リース投資資産	」

に改める。

別紙様式第九号の二第2の2．の表記載上の注意4．中「「未払法人税等」及び「リース債務」」を「「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」」に改める。

別紙様式第十号第2の表中

「保管有価証券等	を
金融派生商品	」

を

「保管有価証券等	を
金融派生商品	
リース投資資産	」

に改める。

別紙様式第十号の二第2の2．の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府農林水産省令第七号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号中

「保管有価証券等	も
金融派生商品	」

も

「保管有価証券等	も
金融派生商品	
リース投資資産	」

に改め、同様式記載上の注意1(1)及び(3)並びに6中「以下」の次に「この様式において」を加える。